

○佐賀県警察職員の職務倫理及び服務に関する訓令

昭和60年12月25日

本部訓令第12号

題名…改正〔平成12.3本部訓令2〕

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 職務倫理（第3条）

第3章 服務の基準

第1節 職務執行（第4条―第8条）

第2節 職務の公正（第9条―第13条）

第3節 市民応接（第14条・第15条）

第4節 秘密の保持（第16条・第17条）

第5節 規律の厳守（第18条―第23条）

第6節 自己の充実（第24条）

第7節 品位、節度の保持（第25条―第31条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この訓令は、佐賀県警察職員（以下「職員」という。）が保持すべき職務に係る倫理（以下「職務倫理」という。）及び職員の服務に関し遵守すべき必要な事項を定め、もつて規律の保持及び職務の適正かつ能率的な遂行に資することを目的とする。

本条…一部改正〔平成12.3本部訓令2〕

（用語の意義）

第2条 この訓令において「職員」とは、佐賀県警察に勤務する職員をいう。

旧3条…繰上〔平成12.3本部訓令2〕、本条…一部改正〔平成19.4本部訓令4〕

第2章 職務倫理

章名…改正〔平成12.3本部訓令2〕

（職務倫理）

第3条 職員は、警察の任務が国民から負託されたものであることを自覚し、国民の信頼にこたえることができるよう、高い倫理観のかん養に努め、職務倫理を保持しなければならない。

2 前項の職務倫理の基本は、次に掲げる事項とする。

- (1) 誇りと使命感を持って、国家と国民に奉仕すること。
- (2) 人権を尊重し、公正かつ親切に職務を執行すること。
- (3) 規律を厳正に保持し、相互の連帯を強めること。
- (4) 人格を磨き、能力を高め、自己の充実に努めること。
- (5) 清廉にして、堅実な生活態度を保持すること。

本条…追加〔平成12.3本部訓令2〕

### 第3章 服務の基準

章名…改正〔平成12.3本部訓令2〕

#### 第1節 職務執行

(服務の根本基準)

第4条 職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、その職務の遂行に当たっては、不偏不党かつ公平中正を旨とし、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

本条…追加〔平成12.3本部訓令2〕

(責任回避の禁止)

第5条 職員は、職務上の責任を回避してはならない。

旧6条…繰上〔平成12.3本部訓令2〕

(有事即応の心構え)

第6条 職員は、自己の所在を明らかにし、非常招集その他有事に際しては、速やかに勤務につけるようにしなければならない。

旧7条…繰上〔平成12.3本部訓令2〕

(急訴等に対する措置)

第7条 職員は、急訴を受け、又は緊急の措置を要する事案に接したときは、勤務時間又は所管のいかんにかかわらず、直ちに必要な措置を執らなければならない。

旧8条…繰上〔平成12.3本部訓令2〕

(職務の遂行)

第8条 職員は、職務の遂行に当たっては、常に創意工夫をこらし、冷静で正しい判断を下し、迅速かつ的確にこれを処理しなければならない。

2 職員は、職務を遂行するに当たっては、情理を尽くし、事の軽重、緩急に応じた適切な措置を執り、県民の納得を得るように努めなければならない。

- 3 職員は、職務の遂行に際して過誤があつたとき、又は職務執行の適否が社会的に論議されることが予想されるときは、速やかに上司に報告するとともに、その指揮をうけ、必要な措置を講じなければならない。

旧 9 条…繰上〔平成12. 3本部訓令 2〕

## 第 2 節 職務の公正

(職務の公正の保持)

- 第 9 条 職員は、職務に支障を及ぼすおそれがあると認められる金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待を受け、又は職務に利害関係を有する者と職務の公正が疑われるような方法で交際してはならない。

本条…追加〔平成12. 3本部訓令 2〕

(不偏不党)

- 第10条 職員は、特定の政党その他の政治的団体又はその構成員のために、推薦、労務又は情報の提供その他一党一派に偏するような行為をしてはならない。

- 2 職員は、政治に関して不用意な言動から、警察の中立性を疑わせるようなことがあつてはならない。

(宗教的活動等の制限)

- 第11条 職員は、職務の公正を疑われるような方法で、宗教的、社会的活動をしてはならない。

(寄附受入れ等の制限)

- 第12条 職員は、一切、金品の寄附を求め、又は受けてはならない。ただし、物品については、警察本部長の承認を得た場合はこの限りではない。

見出し…改正・本条…一部改正〔平成12. 3本部訓令 2〕

(民事問題関与の制限)

- 第13条 職員は、みだりに他人の金品等の貸借、商取引、訴訟事件等に関与してはならない。

## 第 3 節 市民応接

節名…改正〔平成12. 3本部訓令 2〕

(応接の心得)

- 第14条 職員は、市民応接の良否が職務の遂行に重要な影響を及ぼすことを自覚し、常に県民の信頼と協力を得るように努めなければならない。

- 2 職員は、市民応接に当たっては、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 親切、丁寧かつ迅速を旨とし、常に温容と理解を持つて当たり、性別、職業、地位、

服装等によつて処遇を異にしてはならない。

(2) 願届等の受理に当たつては、管轄、所管事項が異なつても快く応接し、速やかに適切な措置を執らなければならない。

(3) 職務上の関係者との応接に当たつては、その日時、場所等について相手方の利便性等を考慮しなければならない。

本条…一部改正〔平成12.3本部訓令2〕

(言語、態度)

第15条 職員は、いかなる事態においても冷静を保ち、粗野又は侮辱的な言動をするようなことがあつてはならない。

#### 第4節 秘密の保持

(職務上知り得た秘密等の保護)

第16条 職員は、職務上知り得た秘密は、正当な理由がある場合のほかは、何人に対してもこれを漏らしてはならない。

2 職員は、職務上個人に関する情報の取扱いが多いことを自覚し、正当な理由なく、職務上知り得た個人に関する情報を漏らしてはならない。

3 職員は、所属長の許可を受けないで、部外者に対し、未執行又は未公表に係る情報等を漏らしてはならない。

4 職員は、職務に関し証人、鑑定人、参考人等として裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署に出頭するときは、あらかじめ所属長に届け出てその指示を受けなければならない。

見出し…改正・本条…一部改正〔平成12.3本部訓令2〕

(公文書等の取扱)

第17条 職員は、公文書、証拠品その他職務上取扱い又は保管している物件については、紛失、盗難又は損傷のないよう留意するとともに、上司の承認を得ないで部外者に漏らし、又は勤務場所から持ち出してはならない。

#### 第5節 規律の厳守

節名…改正〔平成12.3本部訓令2〕

(法令等の厳守)

第18条 職員は、その職務の遂行に当たつては、法令、条例、規則及び上司の職務上の命令を厳守し、その権限を濫用してはならない。

2 職員は、進んで上司を補佐しなければならない。

本条…全部改正〔平成12.3本部訓令2〕

(所見発表等の制限)

第19条 職員は、あらかじめ所属長の許可を受けなければ、職務に影響を及ぼすおそれのある所見等を発表し、又は新聞、雑誌等に寄稿してはならない。

旧20条…繰上〔平成12.3本部訓令2〕

(職務離脱の制限)

第20条 職員は、勤務時間中その職務を離れるときは、上司の承認を受けなければならない。

旧21条…繰上〔平成12.3本部訓令2〕

(報告、連絡)

第21条 職員は、職務上の報告及び連絡をするときは、時機を失することなく順を経て迅速、的確に行わなければならない。

2 職員は、勤務時間外といえども、知り得た事項で警察上必要と認められるものについては、速やかに関係部門に報告又は連絡しなければならない。

旧22条…繰上〔平成12.3本部訓令2〕

(融和と団結)

第22条 職員は、互いに信義と敬愛を尽くし、連帯のきずなを強め、組織の融和と団結を図らなければならない。

旧23条…繰上〔平成12.3本部訓令2〕

(礼節)

第23条 職員は、礼節を尊び、階級、長幼の序をわきまえた言動をしなければならない。

旧24条…繰上〔平成12.3本部訓令2〕

## 第6節 自己の充実

(自己啓発)

第24条 職員は、自己啓発を積極的に進め、豊かな人間性と良識のかん養に努めなければならない。

2 職員は、職務上必要な知識及び技能の修得と心身の鍛錬に努め、体力、気力を充実させ、資質の向上に努めなければならない。

旧25条…繰上〔平成12.3本部訓令2〕

## 第7節 品位、節度の保持

(信用失墜行為の禁止)

第25条 職員は、国民の信頼及び協力が警察の任務を遂行する上で不可欠であることを自覚

し、その職の信用を傷つけ、又は警察の不名誉となるような行為をしてはならない。

本条…追加〔平成12.3本部訓令2〕

(品位)

第26条 職員は、起居、動作、服装その他身辺については、清潔、端正を旨とし、社会道徳を重んじ、職員としてふさわしい品位の保持に努めなければならない。

2 職員は、健全、円満な家庭生活を営み、職務に影響を及ぼすことがないように心掛けなければならない。

(家族の就業に関する心構え)

第27条 職員は、家族の就業が警察の職務に影響を及ぼし、又は品位を損なうことがないように心掛けなければならない。

(借財の自制)

第28条 職員は、その身分を乱用して借財をしてはならない。

2 職員は、健全な生活態度を保持し、いやすくも支払能力を超えて借財し、職務に影響を及ぼすようなことがあつてはならない。

3 職員は、職務に影響を及ぼすおそれのある個人又は団体から借財をしてはならない。

(交際等の制限)

第29条 職員は、警察上支障があると認められる者とみだりに交際し、又は警察上支障があると認められる場所にみだりに出入りしてはならない。

2 職員は、職務のため、職務上の対象者と交際する場合であつても、その職務に支障を及ぼすことがないように特に留意しなければならない。

(飲酒の制限)

第30条 職員は、飲酒するに当たっては、職員としての品位を損なうことのないように心掛けなければならない。

2 職員は、職務上必要がある場合のほかは、勤務時間中飲酒してはならない。

3 職員は、職務に支障を及ぼすような飲酒をしてはならない。

4 職員は、飲酒した場合は、原則として職務権限を行使してはならない。ただし、やむをえず職務権限を行使し、それによつて紛議を生じ又はそのおそれがあるときは、上司に報告するなど必要な措置を執らなければならない。

(身分上の請託の禁止)

第31条 職員は、昇進、配置その他身分上の取扱いに関し他人に援助を要請してはならない。

附 則

この訓令は、昭和61年1月1日から施行する。

附 則（平成12年3月1日本部訓令第2号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年4月2日本部訓令第4号）

この訓令は、公布の日から施行する。